

(別紙)

豊岡市再生可能エネルギー導入戦略策定業務仕様書

1 業務名

豊岡市再生可能エネルギー導入戦略策定業務

2 委託期間

契約締結日の翌日から 2022 年 1 月 14 日まで

3 業務内容

(1) 2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロの実現に向けた豊岡市再生可能エネルギー導入戦略の策定

ア 基礎情報の収集及び現状分析

本市の自然的・経済的・社会的条件を踏まえた区域内の温室効果ガス、再生可能エネルギーの導入及び温室効果ガス削減のための取組に関する基礎情報の収集及び現状分析

イ 温室効果ガス排出量の将来推計（2030 年、2050 年）

本市の特性や削減対策効果を踏まえた将来の温室効果ガス排出量に関する推計（可能な限り複数のパターンでの推計）を行う。なお、推計にあたっては、環境省区域施策編策定・実施マニュアル算定手法編及び地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料に基づくこと。

ウ 将来ビジョン及び脱炭素シナリオの作成

本市の温室効果ガスの将来推計を踏まえ、2050 年の将来ビジョン及びビジョンを実現するための脱炭素シナリオを作成する。

エ 再エネ導入目標の策定

本市の再エネ種別毎の再エネポテンシャルや将来のエネルギー消費量を調査し、調査結果と地域特性を踏まえた、2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロの実現に向けた再エネ導入目標を策定する。

オ 必要な施策及び指標の検討

2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロを実現するために必要な施策及び目標年の 2030 年及び 2050 年に合わせた指標の検討を行う。なお、施策検討にあたっては、以下の点について考慮すること。

(ア) 環境・経済・社会の統合的課題解決につながる施策

(イ) 再エネ導入目標を達成するための施策

(ウ) 公共施設及び民間施設等への効果的な導入（市民、事業者への普及啓発等含む）や廃棄物の発生抑制につながる施策

(エ) 市内で重点的に進める取り組みや地域について提案

(オ) 本市の地域特性を踏まえた具体的で実施可能な施策

カ アドバイザーの招聘

地球温暖化対策について知見のある有識者（2名程度）から随時、再生可能エネルギー導入戦略の策定について助言をもらうとともに、本市に2回程度招聘し、市内の現地調査やステークホルダーと協議する。アドバイザーへの報酬及び交通費は本業務の見積金額に含めるものとする。

キ 市民アンケート調査の実施

再生可能エネルギーや省エネ行動に関する意向等を調査するため、無作為抽出した市民1,000人程度を対象にアンケート調査を実施する。また、調査結果から課題を整理し、必要な施策を検討する。

ク 事業者ヒアリングの開催支援

事業者ヒアリングを5社程度実施するにあたり、ヒアリング資料の作成、ヒアリングに同席し資料の説明、議事録の作成を行う。また、ヒアリング結果から課題を整理し、必要な施策を検討する。

ケ 環境審議会の開催支援

本市の環境施策を審議する環境審議会を2回程度開催するにあたり、会議資料の作成、会議に同席し資料の説明、議事録の作成を行う。

コ 地球温暖化対策推進本部（仮称）の開催支援

本市の脱炭素化を推進する庁内会議の地球温暖化対策推進本部（仮称）を2回程度開催するにあたり、会議資料の作成、会議に同席し資料の説明、議事録の作成を行う。

(2) 協議・打合せ

業務に必要な協議は、豊岡市役所において行う。ただし、軽易なものや新型コロナウイルス感染拡大防止のために、WEB会議等（例：ZOOM）で行うことができる。

また、業務を適正かつ円滑に実施するため、十分な連絡・調整を行い、協議・打合せ内容について、受託者が速やかに打合せ記録簿を作成し、提出すること。

(3) 再生可能エネルギー導入戦略の作成

上記(1)の内容を再生可能エネルギー導入戦略の本編、概要版、資料編としてまとめる。

4 成果品の提出

(1) 豊岡市再生可能エネルギー導入戦略

本編、概要版、資料編 各50部（カラー製本）

(2) 打合せ記録簿 1式

(3) その他本業務で作成した資料など本市が必要と認める資料 1式

(4) 上記(1)～(3)の電子データ（編集が可能であるデータ：Word, Excel, PowerPoint, PDF形式）1式

(5) 提出先 豊岡市市民生活部生活環境課地球温暖化防止対策室

5 その他

- (1) 委託業務の実施に際しての詳細な事項及び本仕様書に記載のない事項については、別途市及び受託者による協議の上、決定する。
- (2) 業務を処理するために個人情報を取扱う場合は、豊岡市個人情報保護条例に基づき、個人情報及びプライバシーの保護に努めること。
- (3) すべての成果物に係る著作権及び版権は豊岡市に帰属するものとする。なお、本契約終了後、成果物の使用及び第三者への提示は、豊岡市の承認を受けること。
- (4) 業務を実施するにあたり、市が所有する資料を可能な範囲で無償貸与する。ただし、業務の実施以外の目的での利用は禁止する。